

証券投資信託 商品概要説明書

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 1. 商品名 | Smart-i 国内株式ESGインデックス |
| 愛称 | |
| 2. ご利用者 | 当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。) |
| 3. 商品分類 | 投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型 |
| 4. 商品属性 | |
| 当初設定日 | 2019年10月30日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| クローズド期間 | ありません。 |
| 主要投資対象 | RAM国内株式ESGマザーファンドの受益証券 ※なお、国内の株式等に直接投資することがあります。 |
| 運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、国内の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)のうち、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)に採用されている株式に投資し、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象としたETF(上場投資信託証券)、国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。 ● マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として高位を保ちます。 ● 非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ● 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ● 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ● 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は、行いません。 |
| ベンチマーク | MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み) |
| 決算日 | 毎年11月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。 |
| 償還条項 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 5. お申込み方法 | 当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。 |
| お申込み単位 | 1円以上1円単位 |
| お申込み価額 | 購入約定日の基準価額が適用されます。 |
| 6. 解約方法 | 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 |
| 解約価額 | 売却約定日の基準価額が適用されます。 |
| 7. 費用 | この商品には次の費用がかかります。 |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年0.2365%(税抜0.215%) (内訳(年率):委託会社0.10725%(税抜0.0975%)、販売会社0.10725%(税抜0.0975%)、受託会社0.022%(税抜0.02%)) |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他費用 | ● 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 |

| 項目 | 内 容 |
|----------------------|---|
| その他費用 (続き) | <ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 <p>上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。</p> <p>※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。</p> <p>※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。</p> |
| 8. お申込み不可日等 | <p>金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、お取扱いができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。</p> |
| 9. 課税関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。 |
| 10. 利益の見込み 損失の可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。 |
| 11. 基準価額の主な 変動要因等 | <p>当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けて、変動します。主なリスクは次の通りです。</p> |
| 価格変動リスク | <p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。</p> |
| 信用リスク | <p>実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。</p> |
| 流動性リスク | <p>時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。</p> |
| <その他の留意点> | <ul style="list-style-type: none"> ● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。 ● 当ファンドの投資成果は、組み入れる銘柄の違いや費用負担の発生等の理由により、連動する投資成果を目指すMSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)の動きから乖離する場合があります。 |
| 12. セーフティー ネットの有無 | <p>投資信託は、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。</p> |
| 13. 持分の計算方法 | <p>解約価額(= 基準価額) × 保有口数</p> <p>※ 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。</p> |
| 14. 委託会社 | <p>りそなアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行います。)</p> |
| 15. 受託会社 | <p>株式会社りそな銀行 (ファンドの財産の保管および管理を行います。)</p> <p>(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)</p> |

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。